破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１２６号
広島県呉市音戸町波多見６丁目18番57―１号
債務者　福園　優太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　耕司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１６１号
島根県松江市八雲町東岩坂1116番地２
債務者　吉村　　群
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑久保　和彦
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５１号
宮崎市大塚町小原田2168―４　第３谷口コーポ203号、住民票上の住所宮崎市生目台東５丁目２番地14
債務者　西川　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　弘明
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９５号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井3895番地
債務者　甲斐　武志
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成合　陶平
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第５７２号
大阪府和泉市伯太町四丁目15番84号、前住所大阪府和泉市鶴山台三丁目４番４―102号
債務者　山本直美　こと　加田野直美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２３４５号
大阪府豊中市豊南町南６丁目５番10号
債務者　峠　　飛鳥
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　　聡
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５２６号
大阪府守口市橋波東之町１丁目６番12―101号
債務者　井上　康裕
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　秀
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９７号
大阪市東淀川区豊里７丁目30番12号　ライフグレース　302号
債務者　大津　和士
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　幸司
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１７９号
大阪市浪速区敷津西１丁目12番17号　ＺＥＵＳＦＡＩＲＹＷＩＮＧ　601号
債務者　井垣　圭光
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　悠樹
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６７５号
千葉県船橋市本町２丁目17番９―505号
債務者　大崎　彩香
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國松　里美
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６０３号
千葉市中央区道場北１丁目１番16号　ＭＩＤＳＱＵＡＲＥ301号
債務者　石川　　卓
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相田　敦史
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６０６号
千葉県市川市相之川３丁目４番８号　（第２アローハイツ202号）
債務者　横瀬　光臣
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　紘章
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７０８号
千葉市稲毛区園生町400番地118　メゾネットＡ．Ｓ．Ｔ106号
債務者　堀　　雄樹
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　浩平
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８９７号
千葉県浦安市北栄３丁目19番２―101号　ルシール２
債務者　滝田　俊也こと　瀧田　俊也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沼倉　　悠
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５０５号
千葉県浦安市東野１丁目26番１―226号　レクセルガーデン新浦安
債務者　石原　彪雅
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網代　真治
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７７号
宮崎県延岡市中川原町３丁目5055番地１
債務者　佐藤　波夫
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏田　笙磨
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４９４号
兵庫県伊丹市北伊丹８丁目255番地１　302号
債務者　志山　堅一（旧姓西）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　大成
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８４号
大阪市西区北堀江３丁目11番９―601号
債務者　ＥＬＩＳＨＡ　ＢＲＡＮＤこと　正木　語
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　裕子
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７１３号
大阪府豊中市千成町３丁目９番25号、前住所大阪市大正区南恩加島２丁目13番19号
債務者　坂東　必勝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　和也
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５３号
大阪府箕面市新稲１丁目11番32号（206号）箕面グレースハイツⅡ
債務者　天谷　二葉（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　千絵
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部